

令和元年10月8日  
地域教育課

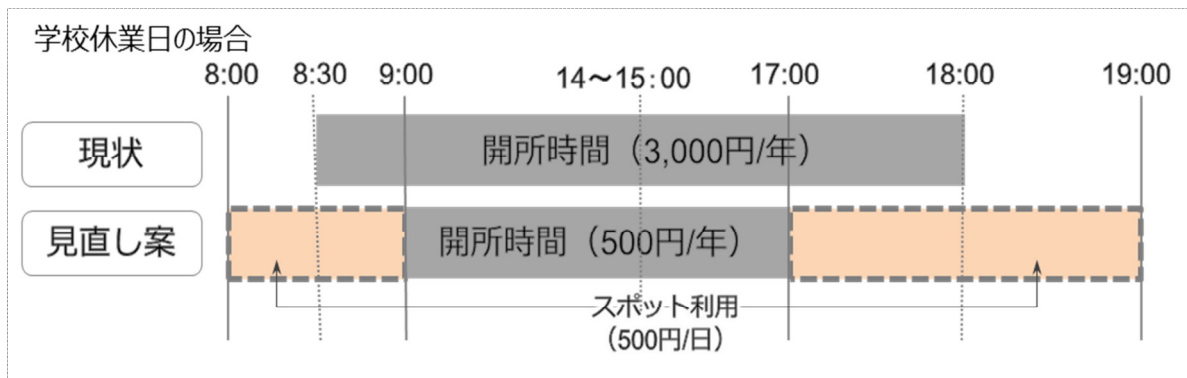
## 令和2年度「江東区放課後こどもプラン」事業の実施について

平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」に基づく事業を、令和2年4月から実施することに伴い、事業名称、利用時間及び利用料を変更するため、以下のとおり江東区きっずクラブ条例を一部改正するとともに、江東区学童クラブ条例を廃止する。

### 1 事業名称

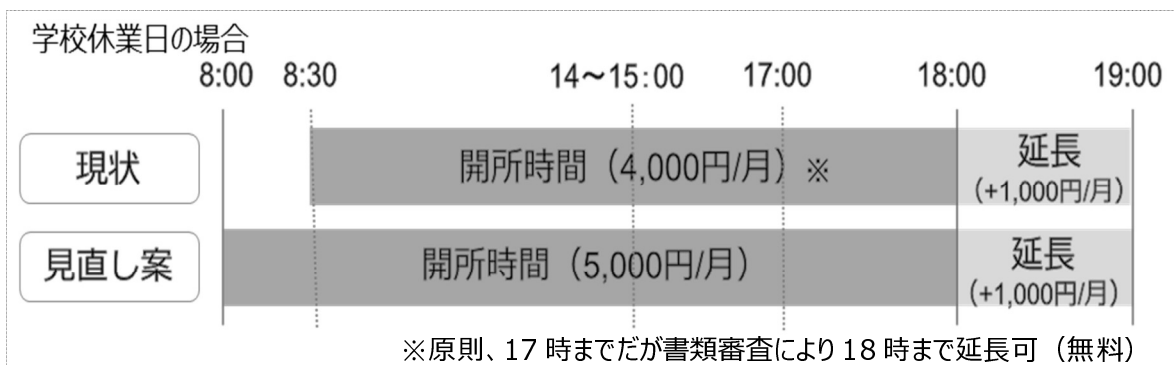
別紙、新旧対照表のとおり（別表第2参照）

### 2 A登録（放課後こども教室）の利用時間・利用料



	現行	令和2年4月1日～
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校授業日 放課後～18時</li> <li>学校休業日 8時30分～18時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校授業日 放課後～17時</li> <li>学校休業日 9時～17時</li> <li>スポット利用 8時～9時</li> <li>17時～19時</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>年額 3,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年額 500円</li> <li>スポット利用 1日 500円</li> <li>※ただし、上限月額 6,000円</li> </ul>

### 3 B登録（放課後児童クラブ）の利用時間・利用料



	現行	令和2年4月1日～
利用時間	<p><b>きッズクラブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校授業日 放課後～19時</li> <li>・学校休業日 8時30分～19時</li> </ul> <p><b>学童クラブ（19時まで）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校授業日 放課後～19時</li> <li>・学校休業日 8時30分～19時</li> </ul> <p>〈対象クラブ（4）〉 辰巳、千田、浅間堅川、南砂六丁目</p> <p><b>学童クラブ（18時まで）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校授業日 放課後～18時</li> <li>・学校休業日 8時30分～18時</li> </ul> <p>〈対象クラブ（15）〉 塩浜、潮見、亀戸第三、大島八丁目、東砂、平野、豊洲三丁目、豊洲四丁目、東雲第二、東雲、東雲第三、東陽、亀戸、大島第二、南砂</p>	<p><b>きッズクラブ</b></p> <p>→同</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校休業日 8時～19時</li> </ul> <p><b>学童クラブ（19時まで）</b></p> <p>→同</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校休業日 8時～19時</li> </ul> <p>〈対象クラブ（14）〉 辰巳、千田、浅間堅川、南砂六丁目、平野、豊洲三丁目、豊洲四丁目、東雲第二、東雲、東雲第三、東陽、亀戸、大島第二、南砂</p> <p><b>学童クラブ（18時まで）</b></p> <p>→同</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校休業日 8時～18時</li> </ul> <p>〈対象クラブ（5）〉 塩浜、潮見、亀戸第三、大島八丁目、東砂</p> <p>※令和元年9月現在の名称</p>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18時まで 月額 4,000円</li> <li>・19時まで 月額 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18時まで 月額 5,000円</li> <li>・19時まで 月額 6,000円</li> </ul>

江東区江東きっずクラブ条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、江東区立小学校及び義務教育学校（以下これらを「区立学校」という。）において、放課後の遊び、学び、交流等を通して、児童の安全で健やかな居場所・生活の場を提供することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を連携して一体的に行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業</p> <p>(2) 自主的な遊び、学習、スポーツ、文化活動等を行う場を提供する事業</p> <p>(実施場所)</p> <p>第3条 前条に規定する事業（以下「きっずクラブ事業」という。）は、別表に掲げる場所において行う。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 第2条第1号の事業を利用できる者は、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、江東区立小学校及び義務教育学校並びに<u>その他区の施設</u>において、放課後の遊び、学び、交流等を通して、児童の安全で健やかな居場所及び生活の場を提供することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、<u>江東きっずクラブ</u>において、次の事業（以下「きっずクラブ事業」という）を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「B登録」という。）</p> <p>(2) 自主的な遊び、学習、スポーツ、文化活動等を行う場を提供する事業（以下「A登録」という。）</p> <p>(実施場所)</p> <p>第3条 <u>B登録は江東区立小学校及び義務教育学校（別表第1に掲げるきっずクラブを実施するものに限る。以下「区立学校」という。）並びに<u>その他区の施設</u>（別表第2に掲げるきっずクラブを実施するものに限る。以下「区立学校外施設」という。）において実施し、A登録は区立学校において実施する。</u></p> <p>(対象児童)</p> <p>第4条 <u>区立学校において実施するB登録の利用の対象となる児童は、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>区立学校外施設において実施するB登録の利用の対象となる児童は、次に掲げる要件を全て満たす児童とする。</u></p>

	<p>(1) <u>区内に住所を有すること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げるいずれかの学校に在籍していること。</u></p> <p>ア <u>法に規定する小学校又は義務教育学校（後期課程を除く。）（第4学年から第6学年までの児童については、法に規定する特別支援学級に在籍している場合に限る。）</u></p> <p>イ <u>法に規定する特別支援学校の小学部</u></p> <p>ウ <u>各種学校（小学校第1学年から第3学年までに相当する期間の児童に限る。）</u></p> <p>(3) <u>保護者が就労、疾病その他の規則で定める事由に該当することにより、家庭において放課後に適切な保護を受けられないこと。</u></p>
<p>2 <u>第2条第2号の事業を利用できる者は、次の各号のいずれかの学校に在籍する児童（区立学校以外の学校に在籍している児童については、実施校の通学区域に住所を有している者に限る。）とする。ただし、加療、介助等を要する児童を除く。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>3 <u>A登録の利用の対象となる児童は、次の各号のいずれかの学校に在籍する児童（区立学校以外の学校に在籍している児童については、実施校の通学区域に住所を有している者に限る。）とする。ただし、加療、介助等を要する児童を除く。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、きつずクラブ事業を利用することができる。</u></p>	<p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、きつずクラブ事業を利用することができる。</u></p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(利用時間)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(利用時間)</p>
<p>第6条 <u>きつずクラブ事業を利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後5時までとし、実施校の休業日にあつては午前8時30分から午後5時までとする。</u></p>	<p>第6条 <u>B登録を利用できる時間（以下「B登録利用時間」という。）は、次の各号に掲げる場所に応じ、当該各号で定める時間とする。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>(1) <u>区立学校 実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後6時まで、実施校の休業日にあつては午前8時から午後6時まで</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>(2) <u>区立学校外施設 児童が在籍している学校の授業日にあつては当該児童に係る授業の終了後</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第2条第1号の事業</u>を利用する児童であって、<u>利用時間の変更を希望するものについて、区長は、保護者の帰宅時間等を審査し、利用時間を実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後6時又は午後7時までとし、実施校の休業日にあつては午前8時30分から午後6時又は午後7時までとすることができる。</u></p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>から午後6時まで、児童が在籍している学校の休業日にあつては午前8時から午後6時まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>B登録</u>を利用する児童（江東きつずクラブ塩浜、江東きつずクラブ潮見、江東きつずクラブ亀戸第三児童館、江東きつずクラブ大島八丁目及び江東きつずクラブ東砂児童館を利用する児童を除く。）であつて、<u>B登録利用時間の変更を希望するものについて、区長は、保護者の帰宅時間等を審査し、次の各号に掲げる場所に応じ、当該各号で定める時間とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>区立学校</u> 実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後7時まで、実施校の休業日にあつては午前8時から午後7時まで</p> <p>(2) <u>区立学校外施設</u> 児童が在籍している学校の授業日にあつては当該児童に係る授業の終了後から午後7時まで、児童が在籍している学校の休業日にあつては午前8時から午後7時まで</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>第2条第2号の事業</u>を利用する児童であつて、<u>利用時間の変更を希望するものについて、区長は、保護者の帰宅時間等を審査し、利用時間を実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後6時までとし、実施校の休業日にあつては午前8時30分から午後6時までとすることができる。</u></p> <p>(加える)</p>	<p>3 <u>A登録</u>を利用できる時間は、実施校の授業日にあつては当該実施校の授業の終了後から午後5時までとし、実施校の休業日にあつては午前9時から午後5時までとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、区長は、<u>A登録</u>を利用する児童であつて、実施校において<u>B登録の一時利用を希望するものについて、午後5時から午後7時まで又は実施校の休業日の午前8時から午前9時までB登録の一時利用を認めることができる。</u></p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、<u>利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(利用の手続)</p> <p>第7条 <u>第2条第1号の事業</u>の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請</p>	<p>5 前各項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、<u>利用時間を変更することができる。</u></p> <p>(利用の手続)</p> <p>第7条 <u>B登録</u>の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を</p>

し、その承認を受けなければならない。

2・3 (略)

4 第2条第2号の事業の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(利用の不承認)

第8条 区長は、第2条第1号の事業の利用を希望する児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の利用を承認しないことができる。

(1) 児童が第4条第1項に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2)～(4) (略)

(利用料)

第9条 きっずクラブ事業を利用する児童の保護者は、児童1人につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる利用料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1号の事業 月額4,000円。ただし、第6条第2項の規定により利用時間を午後7時までとする場合は、月額5,000円

(2) 第2条第2号の事業 年額3,000円

(加える)

第10条～第13条 (略)

別表(第3条関係) (略)

名称	実施場所
(略)	

(加える)

受けなければならない。

2・3 (略)

4 A登録の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

(利用の不承認)

第8条 区長は、B登録の利用を希望する児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の利用を承認しないことができる。

(1) 児童が第4条第1項又は第2項に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2)～(4) (略)

(利用料)

第9条 きっずクラブ事業を利用する児童の保護者は、児童1人につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料を納付しなければならない。

(1) B登録 月額5,000円。ただし、第6条第2項の規定により利用時間を午後7時までとする場合は、月額6,000円

(2) A登録 年額500円

(3) 第6条第4項の規定によるB登録の一時利用 日額500円。ただし、月額の上限は6,000円とする。

第10条～第13条 (略)

別表第1(第3条関係) (略)

名称	位置
(略)	

別表第2(第3条関係)

名称	位置
<u>江東きっずクラブ 平野児童館</u>	<u>東京都江東区平野一 丁目2番3号</u>
<u>江東きっずクラブ 塩浜</u>	<u>東京都江東区塩浜二 丁目8番29-10 1号</u>
<u>江東きっずクラブ</u>	<u>東京都江東区豊洲三</u>

豊洲三丁目	丁目5番21-101号
江東きつずクラブ 豊洲四丁目	東京都江東区豊洲四丁目11番20-137号
江東きつずクラブ 東雲第二	東京都江東区東雲一丁目9番13-101号
江東きつずクラブ 東雲児童館	東京都江東区東雲二丁目4番4-102号
江東きつずクラブ 東雲第三	東京都江東区東雲二丁目7番3号
江東きつずクラブ 辰巳児童館	東京都江東区辰巳一丁目1番36号
江東きつずクラブ 潮見	東京都江東区潮見一丁目29番16号
江東きつずクラブ 千田児童館	東京都江東区千田21番18号
江東きつずクラブ 東陽児童館	東京都江東区東陽五丁目16番13号
江東きつずクラブ 亀戸児童館	東京都江東区亀戸二丁目1番19号
江東きつずクラブ 亀戸第三児童館	東京都江東区亀戸七丁目39番9号
江東きつずクラブ 浅間堅川	東京都江東区亀戸九丁目34番1-141号
江東きつずクラブ 大島第二児童館	東京都江東区大島四丁目5番1号
江東きつずクラブ 大島八丁目	東京都江東区大島八丁目28番5-109号
江東きつずクラブ 東砂児童館	東京都江東区東砂七丁目15番3号
江東きつずクラブ 南砂児童館	東京都江東区南砂二丁目3番17号
江東きつずクラブ 南砂六丁目	東京都江東区南砂六丁目5番2-101号

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。